

## 児童手当・児童扶養手当の制度

### 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給される手当です。

- 支給対象  
0歳から高校修了（18歳に到達したあとの最初の3月31日）前の児童を養育している父母など
- 支給額  
・0歳から3歳未満 1万5,000円（1子・2子）  
・3歳から高校修了前 1万円（1子・2子）  
・第3子以降 3万円

※令和6年10月より児童手当の制度が変わり、対象世帯が拡充されました。

詳細については右記QRをご確認ください。

- 支給時期 原則として2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれの前月分まで支給

※支給日については、ホームページに掲載していますのでご確認ください。



◀町ホームページ

### 児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童がいるひとり親家庭に対して、生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

- 支給対象 18歳に到達したあとの最初の3月31日までの児童（心身におおむね中度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）を養育している父母など
- 支給額（令和8年4月から）  
・児童1人目：全部支給 4万8,050円、一部支給 4万8,040円～1万1,340円  
・児童2人目以降：全部支給 1万1,350円加算、一部支給 1万1,340円～5,680円加算
- 支給時期 原則として1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれの前月分まで支給
- その他 公的年金などを新たに受給される方は、手続きが必要となりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

■問合せ 福祉保健課社会福祉係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

## 土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますので、ご注意ください。

### 届け出などを必要とするもの

項目	関係法令	町の窓口
1万㎡（1ha）以上の土地の売買	国土利用計画法	政策推進課
農用地を売買・賃借したり、ほかの用途に転用	農地法	農業委員会
農用地区域内における用途変更や特定の開発行為 具体例 ・用途変更～農業用関連施設など ・除外～農家住宅建設など ・開発行為～火山灰採取など	農振法	農林商工課
森林の伐採・人工造林または天然更新完了時やほかの用途に転用したり、森林所有者が変更になった場合	森林法	

## 温泉保養センターの利用料金を改定

4月1日より温泉保養センターの料金を下記のとおり改定します。

今回の料金見直しは、燃料費や電気料金の高騰、施設の修繕や設備維持などの施設運営に係る町の負担を一定程度まで減らすことを目的としています。利用者アンケートでは温泉施設は地域にとって大切な施設であるとのご意見をいただきました。今後とも将来にわたり維持していくため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※北海道公衆浴場料金を基準に本町の入湯税を加えた料金設定となっています。

区分		新料金	旧料金
大人	一般	550円	390円
	〃回数券	5,000円	3,400円
	高齢者・障がい者	450円	250円
	〃回数券	4,100円	2,250円
子ども	一般	150円	140円
	障がい者	80円	70円



## 地域おこし協力隊武田隊員・伊藤隊員退任

地域おこし協力隊の武田悟隊員、伊藤元博隊員が3月31日付けで退任しました。

### ○武田隊員

昨年4月から1年間、地域おこし協力隊員として町の子どもから高齢者までを対象としたコミュニティサポーターの活動に取り組んできました。4月からは、これまでの活動を継続しながら「生命（いのち）を守る取り組み」を進めるとともに、町民の皆さんが気軽に交流できる場所づくりにも取り組んでいきたいと考えています。妻とともにふらっと立ち寄り、コーヒーやお酒を楽しみながら語り合えるような「集いの場」をつくることを目標にしています。今後も皆さんとのつながりを大切にしながら活動していきますので、引き続きよろしくお祈りします。



### ○伊藤隊員

昨年10月より、地域おこし協力隊として着任し、これまで多くの貴重な経験をさせていただきました。訓子府町の魅力は、町がとてもきれいであること、そして何より町の皆さんが優しく、温かいこと、また穏やかな雰囲気があることだと感じています。最後の活動では福祉保健課でお世話になりましたが、福祉担当の皆さんが町の方々からの相談に親身になって対応され、安心して相談できる環境が整えられている姿を拝見しました。訓子府町の基盤や強みは、まさにこうした人を大切にする姿勢にあるのだと実感しました。「安心な町 人を大事にする町 訓子府町」として、これからも変わらぬ温かさと優しさを大切にしたい町であり続けていたいただきたいです。これまでお世話になった皆さんに、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。



■問合せ 経済振興室振興係（☎33-5008 役場2階 窓口13番）